

不指定取消請求事件（泉佐野市ふるさと納税訴訟）について

事案の概要

いわゆるふるさと納税として個人住民税に係る特例控除の対象となる寄附金について、地方税法の一部改正（令和元年6月1日施行）により、所定の基準に適合するとし総務大臣が指定する都道府県等に対するものに限られるという制度が導入された。

泉佐野市は、平成31年4月5日、指定の申出をしたが、総務大臣は、翌月14日付で、平成30年11月1日から申出までの間に、返礼割合が3割超又は地場産品以外の返礼品を提供して著しく多額の寄附金を受領しており、下記告示2条3号に該当しないこと（不指定理由②）、現に実施している寄附金の募集状況に鑑み、返礼品の提供に係る法定の基準に適合するとは認められないこと（同③）等を理由に、不指定とした。

本件は、泉佐野市長（原告、上告人）が、上記不指定は違法な国の関与に当たると主張して、地方自治法251条の5第1項に基づき、総務大臣（被告、被上告人）を相手に、その取消しを求める事案である。

〔参考〕平成31年総務省告示第179号2条3号（抜粋）

平成30年11月1日から申出書を提出する日までの間に、（ふるさと納税制度の）趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領した地方団体でないこと。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（大阪高裁）は、地方税法の委任により寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定めた上記告示2条3号の規定は適法であるとした上、泉佐野市は同号に定める基準を満たさず指定の要件を欠くから、不指定理由②には理由があり、これによれば上記不指定は適法であるなどとして、上告人の請求を棄却した。
- ◇ 本件における争点は、上記告示2条3号の適法性及びその適否を踏まえた上記不指定の適法性である。上告人は、同号の規定は地方税法の委任の範囲を逸脱し又は地方自治法の諸規定等に違反するものであるため違法無効であるなどとして、上記不指定は違法であると主張している。